

延岡市コワーキングスペースにおけるスマート利用サービス構築委託事業 受託者選定実施要領

1. 趣旨

本市は、急速に進展する ICT 技術を効果的に利活用し、行政サービスのデジタル化による市民の利便性向上や行政事務の効率化等に取り組んでいる。こうした中、市が委託運営するコワーキングスペースの利用予約・決済を効率化・円滑化することにより、利用者の利便性向上と施設の管理運営の改善を図る。また、スマートロックと連携することで、土日祝日の開館を行い、さらなる利用促進につなげる。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 コワーキングスペースにおけるスマート利用サービス構築委託事業
- (2) 業務内容 コワーキングスペース利用受付に関し、インターネット上で利用者が施設の空き状況の確認・予約の申し込み、決済等ができるシステムを導入する。また、導入した予約・決済システムとスマートロックとの連携を行う。
- (3) 業務期間 ①予約・決済システム構築、スマートロック連携
契約締結日から令和 8 年 1 月末。
②試験的稼働
令和 8 年 2 月初旬から 3 月末。(4 月以降年次更新を行う。)
- (4) 提案上限額 経費見積額の提案上限額は 856,000 円(消費税額及び地方消費税額を含む)とする。
 - ①構築費上限額:551,000 円(消費税額及び地方消費税額を含む)
 - ②システム利用料上限額:(令和 7 年度分) 305,000 円(消費税額及び地方消費税額を含む)
- (5) システム導入基本方針
 - ①本業務は、自治体もしくは民間事業者での稼働実績のあるパッケージソフトを基本として導入を行う。
 - ②本システムは、インターネットを利用したクラウドシステムとし、施設内のサーバの設置は不要なものとする。また、本システムに関する新たな機器の調達は想定していない。
 - ③本システムは一定の拡張性を持つものとし、キャッシュレス決済等の利用料金支払い方法の増設、スマートロックシステムとの連動等への対応が可能なものとする。

3. 参加資格

プロポーザル参加者は、下記に記載するプロポーザル参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たす単体企業とする。

- （１）令和 7 年 9 月 30 日以前において、地方公共団体または民間事業者においてオンライン予約・決済システムの構築、およびスマートロックシステムとの連携を実施した実績があること。
- （２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- （３）手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- （４）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続（更生手続開始の申立て以後の手続をいう。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続（再生手続開始の申立て以後の手続をいう。）が係属中である者でないこと。
- （５）民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）による差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け、支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者による債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- （６）民事保全法（平成元年法律第 91 号）の規定に基づく民事保全の手続が常態として行われているものと認められる者でないこと。
- （７）延岡市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 22 号）に規定する暴力団又は暴力団関係者でないこと。
- （８）国税並びに参加者の所在地において市区町村税の滞納がない団体。

4. 実施日程

令和 7 年 10 月 27 日（月）	公募開始・質問書受付
令和 7 年 10 月 31 日（金）	プロポーザル参加申請等に関する質問書受付締切
令和 7 年 11 月 5 日（水）	プロポーザル参加申請等に関する質問書への回答
令和 7 年 11 月 10 日（月）	プロポーザル参加資格確認申請書受付締切
令和 7 年 11 月 11 日（火）	プロポーザル参加資格の結果通知
令和 7 年 11 月 20 日（木）	提案書提出締切
令和 7 年 11 月 27 日（木）	プレゼンテーション実施
令和 7 年 12 月初旬	審査結果通知
令和 7 年 12 月中旬	契約締結（予定）

5. 担当部局

〒882-8686 宮崎県延岡市東本小路2番地1
延岡市商工観光文化部工業振興課 (担当：児島、岡本)
TEL 0982-22-7035 FAX 0982-22-7080
E-mail kougyo@city.nobeoka.miyazaki.jp

6. 実施要領等の交付

① 交付期間

令和7年10月27日（月）から11月10日（月）正午まで。

② 交付方法

延岡市ホームページからダウンロードするものとする。

③ 資料の閲覧及び対象施設の見学

特別に必要な限り、施設図面等の資料閲覧および対象施設の見学への対応は行わない。

7. 本プロポーザルに関する質問及び回答

① 質問方法

様式6を上記5のメールアドレス宛に送付するものとする。

② 質問期限

令和7年10月31日（金）午後5時まで

③ 回答期限

質問に対する回答は以下の期限までに行うものとする。

令和7年11月5日（水）午後5時まで

④ 回答方法

受け付けた質問に対する回答を延岡市ホームページで公開するものとする。

8. プロポーザル参加資格確認申請書等

本プロポーザルに参加を希望する者は、指定期限までに次の書類を提出しなければならない。

① 参加申込書兼誓約書（様式1）

② 暴力団排除に係る誓約書（様式2）

③ 役員等名簿（様式4）

④ 上記3（1）に記載した導入実績を証する書類の写し

⑤ 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（写し可）

⑥ 完納証明書

⑦ 業務実施体制調書（様式5）

9. プロポーザル参加資格確認申請書等の提出期限等

① 提出期限

令和7年11月10日（月）午後5時まで。

② 提出場所

上記5に同じ。

③ 提出方法

持参又は郵送とする。なお、郵送とする場合は令和7年11月10日（月）必着とし、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

④ 提出部数

上記8に示す書類を各1部提出すること。

10. プロポーザル参加資格の決定

プロポーザル参加資格は、プロポーザル参加資格確認申請の提出期限後、延岡市コワーキングスペースにおけるスマート利用サービス構築委託事業プロポーザル審査会の審査を経て決定するものとする。

11. プロポーザル参加資格の結果通知

プロポーザル参加資格の結果は、プロポーザル参加資格確認申請者に対し、令和7年11月11日（火）までにメールおよび書面にて通知するものとする。

12. プロポーザル参加資格の取消

プロポーザル参加資格があると認められた者が、延岡市コワーキングスペースにおけるスマート利用サービス構築委託事業プロポーザル審査会の審査の日から選定までの間に、延岡市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に該当する行為があった場合及びその他参加資格の要件を満たさなくなったと認められる場合には、その者のプロポーザル参加資格を取消し、提案等を無効とする場合がある。

13. プロポーザル参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

① プロポーザル参加資格がないと認められた者は、令和7年11月13日（木）

までに、延岡市長に対して書面によりプロポーザル参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができるものとする。

② 延岡市長はプロポーザル参加資格がないことに対する説明を求められたときは、令和7年11月14日（金）までに、当該説明を求めた者に対し書面により回答するものとする。

③ 延岡市長はプロポーザル参加資格がないことに対する説明を求めた者にプ

ロポーザル参加資格があると認めた場合は、延岡市コワーキングスペースにおけるスマート利用サービス構築委託事業プロポーザル審査会の審査を経て、プロポーザル参加資格がないという決定を取消し、改めてプロポーザル参加資格がある旨を令和7年11月17日（月）までに決定及び通知をするものとする。

14. 提案書の提出

プロポーザルの参加資格が認められた者は次の通り、提案書を提出するものとする。

(1) 提出書類

① 企画提案書

提案様式は任意であるが、様式3を添付の上、提出すること。

(スマートロック連携に関しては連携可能事業者を提示すること。)

※スマートロックの調達は市で行う。

② 業務実施体制調書（様式5）※参加表明時から変更がある場合のみ

③ 仕様要件確認リスト

様式は任意であるが、各種仕様書の要件を充足しているリストを作成し、提案書に添付すること。

④ 見積書（様式任意）

※見積書は延岡市長宛てとすること。

※見積書は「施設利用システム構築費用」及び「施設利用システム運用費用」のそれぞれに要する費用がわかるように作成すること。

(2) 作成方法

① 提案書の形式は、A4版、左綴じとすること。やむを得ずA3版を使用する場合は片面印刷とし、片袖折でA4サイズにすること。

② 提案書は表紙及び目次を除き30枚以下（両面印刷可）とする。

③ 提案書の鑑には原本及び副本の両方に「延岡市コワーキングスペースにおけるスマート利用サービス構築委託事業提案書」と記載すること。

④ 提案書の鑑には原本のみ、「企業名」、「住所」及び「代表者名」を記載の上、押印し、副本には厳正を期するため、企業名やロゴマーク等の企業名が特定できるものを一切記載しないこと。

⑤ 提案書の様式は任意であるが、原本及び副本のどちらにおいても、厳正を期するため、企業名やロゴマーク、自治体名等を記載した実績等の企業名が特定できるものを一切記載しないこと。

⑥ 上記④から⑤に記載する内容に違反する場合は、一切の審査を行わず、失格とする。

(3) 提出期限

令和7年11月20日（木）午後5時まで。

（4）提出場所

上記5に同じ。

（5）提出方法

持参又は郵送とし、郵送による場合は令和7年11月20日（木）必着とし、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること。また、提案の提出を辞退する場合は参加辞退届（様式7）を上記提出期限までに提出すること。

（6）提出部数

原本を1部、副本を8部提出すること。

15. プレゼンテーションの実施

提案書を提出した者に対し、プレゼンテーションの実施日及び会場を令和7年11月21日（金）までに通知する。

なお、詳細については別紙1「審査要領4 プレゼンテーションの実施」による。

16. 選定方法

上記3の参加資格を満たしているプロポーザル参加者による提案書、経費見積書、プレゼンテーションの審査を行い、総合点数の最も高い提案者を受託候補者として選定する。ただし、総合点数が最も高い提案者が複数ある場合は、経費見積書の価格が低い提案者を受託候補者として選定する。

なお、評価基準については別紙2「延岡市コワーキングスペースにおけるスマート利用サービス構築委託事業評価基準」を参照すること。

17. 審査結果の通知

審査結果については令和7年12月初旬までにプロポーザル参加事業者に対し、書面にて通知を行う。また、延岡市ホームページにおいても公表を行うものとする。

18. 契約手続

別紙1「審査要領」に基づき選定した受託候補者と内容、経費等について協議し、契約を締結する。なお、受託候補者が参加資格を満たさないことが判明した場合、またはその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果の次点の者と順次交渉するものとする。

19. 失格事項

参加事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出された参加申込書、提案書等に虚偽の内容が記載されているとき。
- (2) 提出された提案書において、各配布資料中の失格項目に該当するものがあるとき。
- (3) 審査の公平性を妨害する行為を行ったとき。
- (4) 参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- (5) 提案書等が提出期限までに提出されなかったとき。
- (6) プレゼンテーションを欠席したとき。

20. その他

- (1) 厳正を期するため、公募開始から受託者決定までの期間、この案件の選定作業に影響を与える一切の営業活動は禁止する。
- (2) 提出された提案書等は一切返却しない。
- (3) 提案書等は、延岡市情報公開条例の対象行政情報となるため、情報公開請求により公開される場合がある。ただし、事業者の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報については非開示となる場合がある。
- (4) 本プロポーザルへの参加により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 本プロポーザル参加に要した費用は全て提案事業者の負担とする。